○武庫川女子大学栄養科学研究所規程

平成24年４月１日

規程第１号

（設置・名称）

第１条　武庫川女子大学（以下「本学」という。）に武庫川女子大学栄養科学研究所（以下「研究所」という。）を置く。

２　研究所の英語表記は、「Research Institute for Nutrition Sciences」とする。

（基本理念・目的）

第２条　研究所の基本理念・目的は、次のとおりとする。

(1)　地域の社会福祉機関、医療機関及び企業等と連携し、高齢者や傷病者の栄養状態の改善と生き甲斐の高揚を目的とした研究活動と新たな支援システムの開発･実践により、地域の予防医学の推進と防災システムの構築に貢献する。

(2)　診療活動や食育に関する研究活動を通じて、地域社会における栄養と健康の向上と改善に寄与する。

(3)　本学学生や卒業生等に対する実践教育を通じ、将来の地域医療・福祉を支える優秀で国際的な人材を育成する。

（所掌業務）

第３条　研究所は、前条の基本理念・目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

(1)　高齢者や傷病者の栄養と健康に関する基礎的研究及び開発・実践研究

(2)　食品と栄養に関する研究

(3)　肥満や疾病の予防を目的とした食生活指導や診療に関する研究

(4)　食育啓発と人材育成に関する研究

(5)　研究所紀要・報告書の発行

(6)　その他目的達成のために必要な事項

（所長）

第４条　研究所に所長を置く。

２　所長は、理事長が専任教授のうちから任命する。

３　所長の任期は２年とし、再任を妨げない。

４　所長は、学長の命を受け、前条に定める所掌の業務（以下「所掌業務」という。）を統括する。

（研究員）

第５条　研究所に所掌業務を遂行する要員として研究員を置く。研究員の任期は２年とし、再任を妨げない。

２　研究員は、本学の教授、准教授、講師又は助教をもって充て、学長がこれを委嘱する。ただし、兼務とする。

３　研究員は、所長の指導監督の下に研究業務に従事し、所属の助手を指導監督する。

４　第２項の規定にかかわらず、所掌業務の遂行上必要な場合は、本学短期大学部又はその他の学術研究機関の教育職員等を研究員とすることができる。

（部門）

第６条　第３条に定める所掌業務の遂行を円滑に推進するため、次に掲げる４部門を置き、前条の研究員は当該部門に分かれて活動を行う。

(1)　高齢者栄養科学部門

(2)　食品栄養部門

(3)　栄養支援科学部門

(4)　食育・人材育成研究部門

(5)　認知症科学育成部門

２　前項の各部門に部門リーダーを置き、前条の研究員をもって充てる。

３　前項の部門リーダーは、所属部門の所掌業務を統括するとともに、他部門との調整に従事する。

（助手）

第７条　研究所に所要の助手を置くことができる。

２　助手は、研究員の指導監督の下に研究業務を助ける。

（嘱託研究員）

第８条　研究所に必要により、嘱託研究員を置くことができる。

２　嘱託研究員は、所長の推薦により学長が委嘱する。

３　嘱託研究員は、研究員と協力して研究業務に従事する。

（事務職員）

第９条　研究所に所要の事務職員を置くことができる。

２　事務職員は、事務局長の指揮監督の下に、所長の指示を受けて研究所の事務を処理する。

（運営委員会）

第10条　研究所の運営に関する基本方針及び倫理的な事項を審議するため、研究所に武庫川女子大学栄養科学研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

２　運営委員は若干名とし、学長が委嘱する。

３　委員長は所長をもって充てる。

４　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

（外部評価委員会）

第11条　研究所は、研究成果の評価を受けるために、学外の有識者若干名で構成する外部評価委員会を置くことができる。

２　外部評価委員及び委員長は、所長が委嘱する。

（補則）

第12条　この規程に定めるもののほか、研究所の管理運営に関し必要な事項は、所長が別に定める。

（規程の改廃）

第13条　この規程の改廃は、運営委員会の議を経て、学長がこれを行う。

附　則

１　この規程は、平成24年４月１日から施行する。

２　この規程の制定に伴い、武庫川女子大学高齢者栄養科学研究センター規程（平成18年４月１日　規程第１号）は、これを廃止する。